

災 害 医 療 对 策 施 設 整 備 費

補 助 金 交 付 要 綱

災害医療対策施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1 災害医療対策施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

(交付の対象)

第3 この補助金は、「災害医療対策事業等実施要綱」（平成21年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知の別添）に基づき病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が行う地域災害拠点病院の施設整備事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5 この補助金の交付を申請しようとするときは、別紙様式1による申請書を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6 この補助金は、事業完了後精算払とする。

(実績報告)

第7 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式2による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(交付の条件)

第8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合又は補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式 3 により知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式 4 により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行状況について、別紙様式 5 により毎年度 12 月末日現在の状況を翌月 10 日までに知事に報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物（以下「取得財産等」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合は、財産処分承認申請書（別紙様式 6）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。知事は、承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式7により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

(12)この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(契約手続等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る請負契約を締結したときは、速やかに契約書及び約款の写しを知事に提出するものとする。

(現地調査)

第10 知事は、補助事業に係る建設工事の中間時点及び完了時点において、工事監理者、請負業者、法人の役員等の立会いのもと、現地調査を行うものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月24日から施行し、平成9年4月1日から適用する。ただし、第8の(9)、第9及び第10の規定は、平成9年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別 表

- 1 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.66を乗じて得た額を交付額とする。

| 1 基 準 額 | 2 対 象 経 費 |
|--|---|
| 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×32,700円 | 地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 |
| 備蓄倉庫1か所当たり 34,076千円 | 備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 自家発電装置1か所当たり 145,381千円 | 自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| 受水槽1か所当たり 133,974千円 | 受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費 |
| ヘリポート1か所当たり 58,808千円 | ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費 |

(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度災害医療対策施設整備費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)
- 4 事業計画書 (別紙(2)のとおり)
- 5 添付書類
 - (1) 工事仕様書、工事設計書及び工事仕訳書
 - (2) 補助対象事業の工事設計図
 - (3) 歳入歳出予算書の抄本
 - (4) その他参考となるべき資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度災害医療対策施設整備費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)
- 4 事業実績報告書 (別紙(2)のとおり)
- 5 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込)の抄本
 - (2) 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - (3) 契約書の写し
 - (4) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。)
 - (5) 工事仕様書、工事設計書及び工事仕訳書
 - (6) 補助対象事業の工事設計図
 - (7) 建築基準法第7条第3項の規定による竣工検査書の写し
 - (8) その他参考となるべき資料

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度災害医療対策施設整備費補助金に係る事業変更申請書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり変更して実施したく申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
- (2) その他参考となるべき資料

別紙様式 4

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度災害医療対策施設整備費補助金に係る事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け医 第 号で交付決定を受けたこのことについて、次の理由により中止（廃止）したく申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

- (1) 申請時までの事業の進行状況が分かる資料
- (2) その他参考となるべき資料

別紙様式 5

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度災害医療対策施設整備費補助金の補助対象事業の遂行状況報告書

このことについて、災害医療対策施設整備費補助金交付要綱第8の(4)の規定により、別表のとおり報告します。

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

財産処分承認申請書

災害医療対策施設整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、災害医療対策施設整備費補助金交付要綱第 8 (6) に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な資料

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

補 助 事 業 者 名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた災害医療対策施設整備費補助金について、次のとおり報告します。

1 補助金確定額

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書 (別紙)
- (2) 消費税及び地方消費税確定申告書
- (3) その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

- 1 施設名

- 2 開設者氏名

- 3 施設の所在地

- 4 補助事業名

- 5 補助金確定額

- 6 概要

(1)課税売上割合

(2)仕入控除税額